

議 第 二 号

特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例
の一部を改正する条例（案）

標記の議案を別紙のとおり地方自治法第百十二条及び仙台市議会会議規則第十四条の
規定により提出します。

平成二十一年五月二十八日

提 出 者

議 員

佐藤正昭	木村勝好	鈴木勇治	笠原哲	福島かずえ	辻隆一	渡辺博
------	------	------	-----	-------	-----	-----

仙台市議会議長
赤間次彦様

特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例（昭和三十一年仙台市条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

18 平成二十一年六月に支給する期末手当に関する第六条第二項の規定の適用については、同項中「百分の百六十」とあるのは、「百分の百四十五」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

現下の厳しい経済情勢等を考慮し、平成二十一年六月に支給する議員の期末手当の支給割合の特例を定めるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。